

一宮市告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月18日

一宮市長 中野 正康

記

1. 都市計画事業の種類及び名称 尾張都市計画下水道事業一宮公共下水道
(東部処理区)
2. 施行者の名称 一宮市
3. 縦覧場所 一宮市役所上下水道部計画調整課
一宮市本町2丁目5番6号